

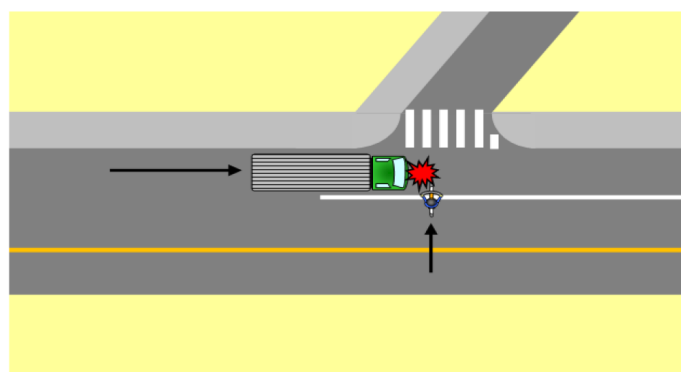
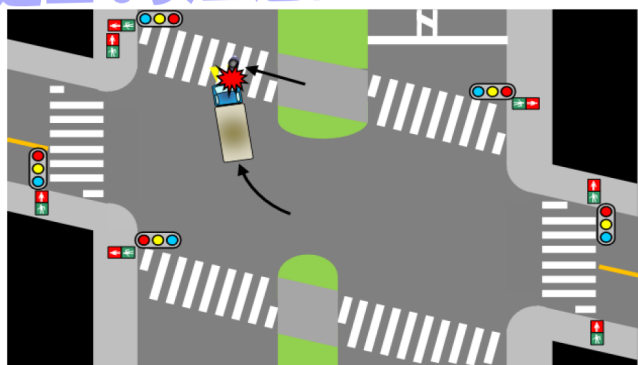


交通安全情報

H31.2.8
警視庁交通部

安全運転管理者選任事業所の業務中における交通死亡事故が 今年に入って2件発生!

適正な安全運転管理を行い交通事故防止に努めてください



※概要図は、事故当事者の実際の責任や過失の軽重を表したものではありません。

2月1日(金)

午前0時10分ころ

横断歩道でトラックと歩行者が衝突する交通事故が発生し、歩行者の男性(50歳)が亡くなっています。

2月2日(土)

午後2時55分ころ

道路を横断した自転車とトラックが衝突する交通事故が発生し、自転車の男性(53歳)が亡くなっています。

※事業主及び安全運転管理者は、下記の事項を繰り返し運転者に指示してください。



交通事故を起こした場合の措置

道路交通法第72条1項

今一度、再確認を!!



1 運転停止義務

※交通事故を起こしたときや、自動車が何かに衝突したと感じたときは、車両を停車し必要な措置をとらなければなりません。

2 救護措置義務

※負傷者がいる場合は、ただちに救護しなければなりません。これを怠った運転手は、ひき逃げ(救護義務違反)となります。

3 危険防止措置義務

※第二、第三の事故を防ぐための危険防止措置をとらなければなりません。

4 警察への事故報告義務

※上記の3つの緊急措置を速やかに済ませ、110番通報をします。



交通事故と企業の責任

1 刑事上の責任

- (1) 違反運転の下命・容認に対する罰則
- (2) 両罰規定

2 行政上の責任

- (1) 自動車の使用制限命令
- (2) 安全運転管理者等の解任命令



3 民事上の責任

- (1) 使用者責任、運行供用者責任
にもとづく損害賠償責任

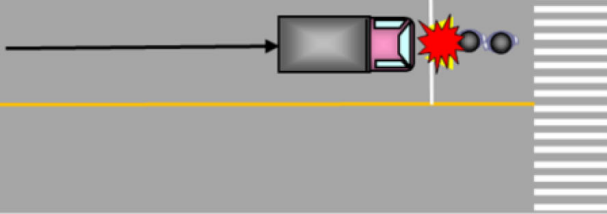
4 社会的責任

- (1) 社会に対する危害や迷惑
- (2) 信用失墜等

横断歩道は歩行者優先!!

平成30年中の安全運転管理者選任事業所の業務中における 交通死亡事故発生状況

① 1月15日 午後9時32分ころ



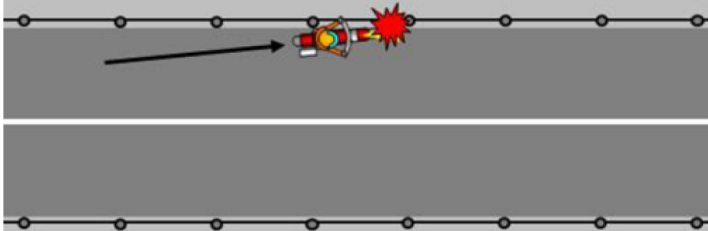
トラックの前方不注意で歩行者と衝突

② 1月19日 午後5時20分ころ



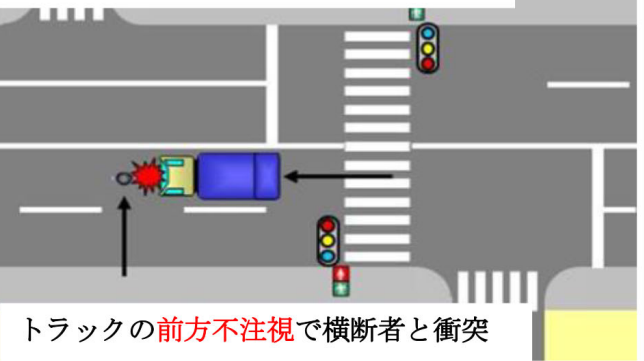
トラックの前方不注意で横臥者と衝突

③ 3月8日 午後6時40分ころ



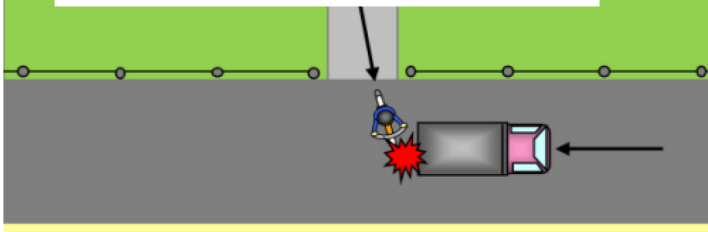
バイクの操作不適による単独転倒

④ 6月29日 午前7時30分ころ



トラックの前方不注意で横断者と衝突

⑤ 9月5日 午前11時20分ころ



後方の安全不確認で自転車と衝突

⑥ 12月28日 午前10時50分ころ



トラックのハンドル操作不適単独事故

※ 上記の他にも、通勤中・帰宅中等の死亡事故も発生しています。

事故防止対策のアドバイス

※ 事故のほとんどが、前方不注意と操作不適です。交通ルールの基本を再確認し初心に立ち返りましょう。

1 速度

- (1) 速度を守り進行方向を注意深く確認。
- (2) 歩行者や自転車の飛び出しがありうるという危険予測をする。

2 歩行者保護

- (1) 歩行者等の側方を通過する際は、側方間隔をしっかりとる。
- (2) 横断歩道では歩行者優先。必ず一時停止し、歩行者の安全確保。

3 交差点進行方法

- (1) 交差点では、他の車や歩行者、自転車などに注意して、安全な方法と速度で走行。
- (2) 右左折時は、横断歩道手前で余裕を持って停止できるように十分スピードを落として進行。
- (3) 歩行者や自転車が横断してきた場合必ず停止。